

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>附則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>					
<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			<p>別表 1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	分べん介助料 1児	225,000	処置料等	分べん介助料 1児	225,000
	分べん介助料 1児を超えるときは1児増すごとにつき	225,000		分べん介助料 1児を超えるときは1児増すごとにつき	225,000
	分べん終了時間が、平日8時30分から17時15分まで以外の場合及び休日8時30分から17時15分までの場合は、分べん介助料に22,000円を加算する。			分べん終了時間が、平日8時30分から17時15分まで以外の場合及び休日8時30分から17時15分までの場合は、分べん介助料に22,000円を加算する。	
	分べん終了時間が休日で8時30分から17時15分まで以外の場合は、分べん介助料に44,000円を加算する。			分べん終了時間が休日で8時30分から17時15分まで以外の場合は、分べん介助料に44,000円を加算する。	
	人工妊娠中絶料 (新設)			人工妊娠中絶料 (新設)	
	妊娠12週未満 (新設)	132,000 (新設)		妊娠12週未満 (任意接種)	
	妊娠12週以上 (新設)	330,000 (新設)		帯状疱疹予防接種 (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	8,470
	新生児保育料	6,000		帯状疱疹予防接種 (略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	インフルエンザ予防接種	3,910		インフルエンザ予防接種 (任意接種)	3,910
新型コロナウイルス感染症予防接種 (新設)	15,300 (新設)				
帯状疱疹予防接種 (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	8,470				
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)			(略)		
<p>【改正理由】 人工妊娠中絶料及び新型コロナウイルス感染症予防接種について新たに自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>					